

令和4年 第5回米子市教育委員会定例会会議録

日 時 令和4年3月18日（金）午後2時30分
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
白 井 靖 二
上 森 英 史
荒 川 陽 子
三 瓶 文 乃

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼こども政策課長	松 田 展 雄
こども施設課長	斎 木 雅 徳
こども支援課長	金 川 和 弘
学校教育課長	西 村 健 吾
生涯学習課長	木 下 博 和
学校給食課長	伊 藤 康 恵
スポーツ振興課課長補佐	成 田 博 顕
こども政策課課長補佐	東 森 健 悟
こども政策課係長	足 立 卓 哉

議事日程 令和4年3月18日 午後2時30分開議

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 前回の会議の会議録の承認
- 第3 教育長の報告
- 第4 議 事

- 議案第25号 米子市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第26号 米子市社会教育委員の委嘱について
- 議案第27号 組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について
- 議案第28号 米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第29号 特定社会教育機関の管理運営の基本的事項に係る規則の制定について、当教育委員会に協議があったことに対する回答について

開 会 午後 2 時 3 0 分

浦林教育長 ただいまから、令和 4 年第 5 回米子市教育委員会定例会を開会いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に荒川委員を指名いたします。

2 前回の会議の会議録の承認

浦林教育長 次に、日程第 2 前回の会議の会議録の承認に移ります。前回の会議の概要について、事務局から報告をお願いします。

松田事務局長 教育長。

浦林教育長 松田教育委員会事務局長。

松田事務局長 前回の会議は 3 月 1 0 日に開催されまして、議案第 2 2 号「米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第 4 次計画）の策定について」から、議案第 2 4 号「市立学校の県費負担教職員の異動の内申について」までの 3 議案についてご審議いただき、原案のとおりご承認いただきました。

浦林教育長 前回の会議の会議録を承認します。

3 教育長の報告

浦林教育長 次に、日程第 3 教育長の報告について、私から報告をいたします。

本日は小学校の卒業式で、祝辞等お世話になりました。ちょっと寒い感じでしたけども、全ての学校が無事にできたというところが良かったなと思いました。それから 1 週間前には中学校の卒業式のほうでも祝辞のほう、大変お世話になりまして、こちらは温かい中で本当に春爛漫というような天気でしたけど、皆さんにお世話になりました。ありがとうございました。

4 議事について

◇議案第 2 5 号 米子市スポーツ推進委員の委嘱について

浦林教育長 それでは日程第 4 議事に入ります。議案第 2 5 号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

成田課長補佐 教育長。

浦林教育長 成田スポーツ振興課課長補佐。

成田課長補佐 そういたしますと、議案第25号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」、スポーツ振興課よりご説明させていただきます。

現在、米子市スポーツ推進委員につきましては、教育委員会から委嘱いただいております79名の方が活動しておられます。そのうち尚徳公民館からご推薦いただいております長谷川直子さんにつきましては、この度、今年度いっぱいをもって辞職したい旨、届出がございました。理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況拡大の影響で、スポーツ推進委員の会議やイベントに参加することが難しいためであると伺っております。

長谷川さんの辞職に伴いまして、尚徳公民館から新たな委員候補者をご推薦いただきました。委員候補者の方の氏名は香田和彦さんという方とございまして、昭和49年生まれ、48歳の男性の方です。公民館での役職は、体育委員をしておられるとのこと。また、新たな委員の任期につきましては、米子市スポーツ推進委員に関する条例第3条に規定してあります前任者の残任期間となりまして、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなります。なお、スポーツ推進委員の委嘱につきましては、スポーツ基本法第32条に「市町村の教育委員会が委嘱するものとする」と規定してありますことから、この度お諮りするものでございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

質疑がないようですので採決いたします。議案第25号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第25号「米子市スポーツ推進委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第26号 米子市社会教育委員の委嘱について

浦林教育長 次に議案第26号「米子市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

木下課長 教育長。

浦林教育長 木下生涯学習課長。

木下課長 議案第26号「米子市社会教育委員の委嘱について」をご説明いたします。

議案の2ページをご覧ください。社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案・研究調査を行う他、教育委員会の諮問に応じて意見を述べることとなっており、本市におきましては学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに、学識経験のある者の中から委嘱するよう、条例のほうで定めております。

この度、任期満了に伴い、新たに社会教育委員を委嘱しようとするものでございます。委員の任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間といたします。委嘱する委員につきましては、記載しております7名でございます。なお例年選出を依頼しておりますスポーツ推進協議会につきましては、女性委員の推薦をお願いしたところ、選考に時間を要しております。今回の議案提出に間に合いませんでした。次回、委嘱について、追加で上程をさせていただく予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、質疑がないようですので採決いたします。議案第26号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第26号「米子市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第27号 組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

浦林教育長 それでは次に議案第27号「組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

東森課長補佐 教育長。

浦林教育長 東森こども政策課課長補佐。

東森課長補佐 議案第27号 組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定につきまして、ご説明いたします。

議案資料の3ページに議案がございます。そして4ページから8ページまでに規則の一部改正案がありまして、9ページから10ページまでに改正理由等が載せてございます。

本議案は、令和4年4月1日付 組織機構の改正に伴います教育委員会規則の改正を一括して行おうとするものでございます。

まず5ページから6ページ上段にかけてでございますけれども、第1条として「米子市公職選挙法による個人演説会等の開催のための施設に関する規則」につきまして、選挙における演説会等を開催するために使用する教育委員会所管の講演施設から、公民館を除くことといたします。

次に6ページの下段から7ページの上段にかけてまして、第2条といたしまして「米子市教育委員会事務局組織規則について」でございます。こども政策課に新たに義務教育学校準備担当を置くとともに、課の所掌事務に義務教育学校の設置の準備に関することを追加いたします。また、生涯学習課の所掌事務から公民館に関する事務、そして公民館が行う生涯学習の企画及び振興に関する事務を削除いたします。

次に7ページ下段でございます。第3条「米子市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」につきまして、住所移動する児童生徒に対する就学通知書の交付に関する事務を補助執行させる市長部局の職員の所属を、市民課から市民一課に変更いたします。また、校区外就学許可申請、区域外就学願、保護者変更届の事務を補助執行させる市長部局の職員の所属を、市民課から市民二課に変更いたします。また、

学校開放等で小学校の体育施設を利用する際の許可の権限を、市長部局に移管となった公民館職員に補助執行させることといたします。

次に8ページでございます。第4条「米子市公民館規則及び米子市学習等供用施設条例施行規則」につきまして、公民館の市長部局への移管に伴いまして廃止することといたします。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

質疑がないようですので採決いたします。議案第27号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第27号「組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第28号 米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について

浦林教育長 次に議案第28号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

東森課長補佐 教育長。

浦林教育長 東森こども政策課課長補佐。

東森課長補佐 議案第28号米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定につきましてご説明いたします。

議案資料の11ページからでございます。規程の内容につきましては、11ページから13ページに載せております。そして先ほどの9ページから10ページまでの改正理由のところに合わせて、今回の規程の一部改正の理由が載せてございます。

そういたしますと12ページをご覧ください。本議案は、学校に共同学校事務室を置くことに伴い、共同学校事務室長が専決できる事項を定めること。また、公民館の市長部局への移管に伴いまして、生涯学習課長の専決事項でございます公民館の使用許可に関するものを削除するといった改正を行うものでご

ございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
では、質疑がないようですので採決いたします。議案第28号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第28号「米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部を改正する規程の制定について」は、原案のとおり承認することにいたします。

◇議案第29号 特定社会教育機関の管理運営の基本的事項に係る規則の制定について、当教育委員会に協議があったことに対する回答について

浦林教育長 次に、議案第29号「特定社会教育機関の管理運営の基本的事項に係る規則の制定について、当教育委員会に協議があったことに対する回答について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

東森課長補佐 教育長。

浦林教育長 東森こども政策課課長補佐。

東森課長補佐 議案第29号「特定社会教育機関の管理運営の基本的事項に係る規則の制定について、当教育委員会に協議があったことに対する回答」につきまして、ご説明いたします。

議案資料の14ページからをご覧ください。令和4年4月1日付で、公民館に関する事務の権限を教育委員会から市長に移管することに伴いまして、市長部局において米子市公民館条例の施行に関し、必要な事項を定める規則を制定しようとしているところでございます。先ほどの議案第27号で廃止といたしました教育委員会規則について、教育委員会を市長に置き換え、文言の整理を施した内容の規則を作ろうとしているところでございます。

そこでこの度、米子市長から資料1及び資料2に示す規則につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33

条第3項に基づく協議を求められていますので、教育委員会といたしましては、その規則の内容につきましては異議がないものとして回答しようとするものでございます。

なお、15ページの資料1につきましては、公民館条例の施行規則でありまして、25ページの資料2につきましては、学習等供用施設条例の施行規則でございます。なお学習等供用施設といいますのは、防衛庁の補助を受けて設置された社会教育施設でございます、地区によっては公民館として利用されている実態があるものでございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

浦林教育長 よろしいでしょうか。

質疑がないようですので採決いたします。議案第29号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので、議案第29号「特定社会教育機関の管理運営の基本的事項に係る規則の制定について、当教育委員会に協議があったことに対する回答について」は、原案のとおり承認することにいたします。

浦林教育長 本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして米子市教育委員会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時54分